

1. 件名：新規制基準適合性審査に関する事業者ヒアリング（島根2号機設計及び工事計画）【261】
2. 日時：令和4年9月5日 13時30分～16時00分
3. 場所：原子力規制庁 9階D会議室（TV会議システムを利用）
4. 出席者（※・・・TV会議システムによる出席）

原子力規制庁：

新基準適合性審査チーム

義崎管理官補佐、伊藤原子力規制専門員

事業者：

中国電力株式会社

電源事業本部 担当部長（原子力管理） 他22名※

中部電力株式会社

原子力本部 原子力部 設備設計グループ 担当※

電源開発株式会社

原子力事業本部 原子力技術部 設備技術室 担当 他1名※

北陸電力株式会社

原子力本部 原子力部 原子力安全設計チーム 担当※

5. 要旨

(1) 中国電力株式会社から、島根原子力発電所2号機の設計及び工事の計画認可申請書のうち、常用電源設備、補機駆動用燃料設備、非常用電源設備に関する主要設備リスト、要目表、設定値根拠及び図面について、令和4年8月4日の提出資料に基づき説明があった。

(2) 原子力規制庁から、主に以下の点について説明等を求めた。

【常用電源設備】

- 要目表及び主要設備リスト中の注記について、先行審査プラントと相違している内容を整理し、理由を説明すること。
- 要目表について、220kV送電線用遮断器に係る記載の適正化を行っている箇所については、過去に届出により仕様変更しているとのことであるが、その他の機器においても同様なものがあれば説明すること。

【補機駆動用燃料設備】

- タンクローリ給油用20m、7mホースについて、主登録施設、予備、使用の際の組合せ方法等を明確にするとともに、記載の考え方を整理し、説明すること。

【非常用電源設備】

- ディーゼル燃料移送ポンプの仕様設定根拠について、ポンプ効率が A 系と B 系で異なる理由について、説明すること。
- 要目表に記載がある「溢水防護上の配慮が必要な高さ」及び「溢水防護上の区画番号」について、引用している提出資料を用いて整合性を説明すること。

(3) 中国電力株式会社から、本日説明等を求められた内容について了解した旨の回答があった。

6. その他

提出資料：

なし